平成２８年（フ）第７０３号
千葉県松戸市稔台１丁目14番地の23　グリーンコーポ稔201号
債務者　望月　昌樹
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９２号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1247番地６
債務者　内山登一朗
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１０１９号
神戸市垂水区福田５丁目２番３－101号、従前の住所神戸市垂水区青山台６丁目１番３－88号
債務者　渡部　嘉宏
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３０号
兵庫県芦屋市東山町24番15―211号
債務者　平田　律子（旧姓武澤）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３７号
兵庫県三田市大原767番地45　タカラパナハイツ103号
債務者　山田　由衣
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４６号
神戸市須磨区白川台３丁目64番地の８セントラルマンション405号、従前の住所神戸市須磨区北落合６丁目１番７―103号
債務者　本多　昌子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
広島県福山市今津町９番地　平和荘21
債務者　井上　　勝
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２３３号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目15番地３クリエイト衣笠903
債務者　清原秀安こと　朱　　宗一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１８号
青森県むつ市新町34番27号　メゾンブリランテ101号
債務者　白尾よね子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
青森市大字野尻字野田36番地２　アルカディア111号
債務者　笹　　陽
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
青森市大字浦町字奥野290番地４　有料老人ホームサニーライフ
債務者　笹　　令子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
山口市下小鯖3828番地１、住民票上の住所山口市中尾609番地16
債務者　山根　敬司
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
東京都足立区西伊興２丁目８－12―103
債務者　関根　庸子（旧姓千坂）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１号
東京都江東区辰巳１丁目８－24―301
債務者　上田　　覚
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５号
東京都台東区谷中２丁目５－７―203
債務者　西崎　利子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６号
東京都板橋区徳丸４丁目14－１－207
債務者　岩堀　明子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部